

## 彦根観光センター前飲料用自動販売機設置事業者 募集要項（郵便入札）

彦根市観光文化戦略部観光交流課では、彦根観光センター（いろは松駐車場内）前に設置する飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集し、郵便入札による一般競争入札を実施します。

入札を希望される方は、この募集要項のほか、仕様書等をよく読み、内容を承知した上で、お申し込みください。

### 1 目的

市有財産の有効活用を図りながら、財源の確保および拡充を図るとともに、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### 2 入札に付する事項等

#### (1) 契約の形態

自動販売機を設置するための、市有財産（行政財産）の貸付け（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定による貸付け）に係る賃貸借契約

(2) 貸付施設等名称 彦根観光センター前

(3) 所在地 彦根市尾末町1番51号

(4) 貸付場所および面積、予定価格等

グループ	物件番号	所在地	貸付場所	貸付面積	高さ	予定価格
A	1	彦根市尾末町1番51号	彦根観光センター前北側 (別紙1参照)	1.440 m <sup>2</sup> (W 1.20 m × D 0.90 m) + (W 0.40 m × D 0.90m)	2m以内	99,051円
B	2	彦根市尾末町1番51号	彦根観光センター前南側 (別紙1参照)	1.440 m <sup>2</sup> (W 1.20 m × D 0.90 m) + (W 0.40 m × D 0.90m)	2m以内	99,051円

※ 1 貸付面積には、放熱余地・回収ボックス設置部分を含みます。

※ 2 自動販売機は、各物件番号ごとに1台設置するものとします。

※ 3 グループごとに入札に付します。

※ 4 グループAの入札を落札した場合は、その者が行うグループBの入札を無効とします。これは、異なる落札者を決定することにより、施設利用者等の利便性および嗜好に配慮し、市民サービス等の向上に資するためです。

※ 5 申込み前に必ず設置場所の確認を行ってください。

(5) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで (更新なし)

(6) 貸付けの条件等

別添仕様書による。

(7) 参考データ (令和 7 年 12 月現在)

① 施設の概要

ア 利用可能時間 8 時 30 分～17 時 00 分まで

イ 利用可能日 年中無休

ウ 売上数

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (令和 7 年 4 月～12 月)
北側	7,729 本	8,224 本	6,238 本
南側	4,066 本	5,590 本	4,743 本

エ 利用車両台数

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (令和 7 年 4 月～12 月)
バス	2,098 台	2,075 台	1,881 台

※観光センターは、駐車場利用者以外も利用可能です。

3 入札に必要な資格要件

次の要件を全て満たす法人または個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に定める欠格者でないことおよび同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加することを停止されていないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団および同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体およびその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては、滋賀県内に本店、支店または営業所等のサービス拠点があること。
- (5) 個人にあっては、彦根市内に住所を有すること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有していること。
- (7) 法人にあっては、県内市町税（法人市町民税、固定資産税、軽自動車税等）を滞納していないこと。
- (8) 個人にあっては、彦根市税（個人市民税、固定資産税、軽自動車税等）を滞納していないこと。

4 入札参加資格

この入札に参加する者は、前項の要件を満たすほか、彦根市飲料用自動販売機設置事業者選定に係る入札参加資格者審査実施要項（以下「審査実施要項」という。）に基づき、入札参加申請を行い、彦根市飲料用自動販売機設置に係る入札参加資格確認結果通知書により、入札参加資格を有することの確認を受けている必要があります。

ただし、この入札に参加を希望する者で、未だ入札参加資格を有することの確認を受けていないものは、上記にかかわらず、以下に定めるところにより、入札参加資格確認の受付を行います。

なお、この要項により入札参加資格を有することの確認を受けた者は、令和7年度・令和8年度においてこの入札以降に実施する全ての自動販売機設置事業者選定に係る入札に参加することができます。

(1) 提出期間等

令和8年1月20日（火）から同年2月3日（火）までの日（彦根市の休日を定める条例（平成2年彦根市条例第12号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時00分から午後4時45分までの間。ただし、正午から午後1時までの間を除きます。

(2) 提出先・問合せ先

彦根市元町4番2号

彦根市人事部働き方・業務改革推進課

電話：0749-30-6149

FAX：0749-22-1398

E-mail:hatarakikata@ma.city.hikone.shiga.jp

(3) 提出書類（各1部提出）

	提出書類	法人	個人
①	入札参加資格確認申請書兼市税納付状況調査同意書（様式第1）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②	誓約書（様式第2）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③	定款、寄附行為、規約、役員等一覧またはこれらに類する書類	<input type="radio"/>	
④	住民票記載事項証明書		<input type="radio"/>
⑤	印鑑登録証明書（法人にあっては印鑑証明書）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑥	滋賀県内に3(4)のサービス拠点が所在することを証する書類	<input type="radio"/>	
⑦	3(6)の実績を証する書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑧	完納証明書（未納の税額がないことの証明書）（写し可）	<input type="radio"/>	

（注）（1）③、④、⑤、⑧については、提出日において発行の日から3か月以内のものを提出してください。

（2）③で証明できる場合は、⑥の提出を省略することができます。

（3）資格要件3(7)のうち彦根市税、資格要件3(8)については、提出書類①でいただいた同意の上、市で調査します。調査項目は下表のとおりとします。

	税の種別	対象税目	法人	個人
i	彦根市税	個人市民税、固定資産税、軽自動車税		○
ii		法人市民税、固定資産税、軽自動車税	△	

※ ii については、本市に本店、支店または営業所等のサービス拠点がある場合に限り対象となります。県内市外のサービス拠点で参加する場合は参加する営業所所在地の⑧を提出してください。

- (4) ⑧については、参加する本店、支店または営業所等が彦根市外である場合、当該県内所在地の市町税に係るものとします。
- (5) なお、完納証明いただく税目は、法人市町民税だけでなく、固定資産税、軽自動車税など市町税にあたるものになりますので、証明書発行の際にはご注意ください。

#### (4) 提出方法

提出期間内に、提出に必要な書類を持参もしくは郵送してください。（消印有効）

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

#### (5) 入札参加資格の確認等

上記 4(3)の提出書類により、入札参加資格の有無を確認します。

- ① 入札参加資格の有無を確認後、速やかに、申請者宛てに結果を通知します。
- ② 当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合は、入札参加資格を取り消します。

#### (6) 入札参加資格確認結果の有効

- ① 上記 4(5)により、資格が確認された場合は、令和 7 年度、令和 8 年度に執行される全ての入札に参加いただけます。
- ② 入札参加資格審査の受付は、4(1)の期間において行いますが、入札に関しては、入札案件ごとに募集の公告を行い、募集期間を定めますので、参加を希望する入札の公告に示す期間までに入札参加資格が確認できないと、当該入札に参加することはできません。

### 5 質問書および回答について

この募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

#### (1) 提出期間

令和 8 年 1 月 20 日（火）から同年 2 月 3 日（火）までの日（彦根市の休日を定める条例第 1 条に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 4 時 45 分までの間。ただし正午から午後 1 時までの間を除きます。

#### (2) 受付方法

質問書（様式第 3）に記入の上、持参、郵送（消印有効）もしくはファクシミリまたは電子メールで送付してください。

#### (3) 送付先

彦根市元町 4 番 2 号

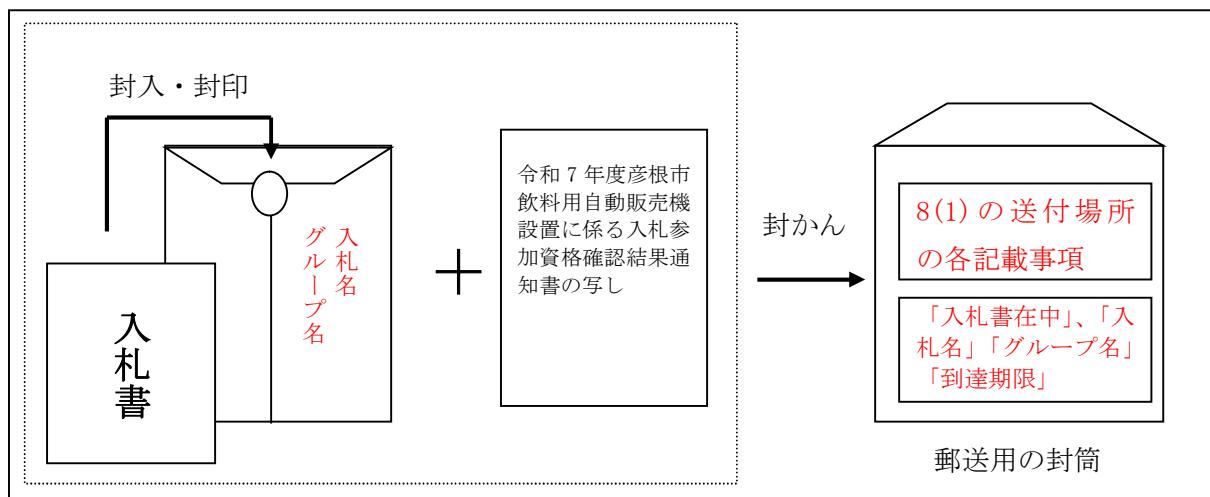
彦根市観光文化戦略部観光交流課  
電話：0749-30-6120  
FAX：0749-24-9676  
e-mail：kanko@ma.city.hikone.shiga.jp

(4) 質問者への回答

質問者に対し、ファクシミリまたは電子メールで個別に回答します。

6 入札書の送付方法等

- (1) 入札書を送付する場合は、入札書のみ封筒に封印し、その封筒の裏面に「入札名」および「グループ名」を朱書きで記載してください。
- (2) 上記(1)の封筒に、彦根市飲料用自動販売機設置に係る入札参加資格確認結果通知書の写しを添えて、郵送用の封筒に封かんしてください。
- (3) 上記(2)の郵送用の封筒の表面には、8(1)の送付場所の各記載事項のほか、「入札書在中」、「入札名」および「グループ名」ならびに「到達期限」を朱書きで記載ください。
- (4) 郵送用の封筒は、特定記録郵便、一般書留または簡易書留のいずれかの方法により送付してください。



7 入札書の記載等

(1) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、契約期間内の総額とし、消費税および地方消費税の額を加算しないものとします。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とします。

(2) その他

- ① 到達した入札書等は、書換え、引換えまたは撤回をすることはできません。
- ② 入札参加者は、入札書到達後においても、開札前までの間は入札の参加を辞退することができます。この場合において、入札を辞退しようとするときは、

開札前までに入札辞退届を書面で彦根市観光文化戦略部観光交流課に提出しなければなりません。

## 8 入札書等の送付場所および送付期限

### (1) 送付場所

① 郵便番号 522-8501

彦根郵便局留（彦根市観光文化戦略部観光交流課）

② 「彦根郵便局留」と必ず分かりやすく記載ください。

### (2) 送付期限

令和8年2月17日（火）までに彦根郵便局において彦根市観光文化戦略部観光交流課宛て彦根郵便局留分として引渡しがなされること。

## 9 入札書の開札の日時および場所

### (1) 日時

グループA 令和8年2月18日（水）午後3時

グループB 令和8年2月18日（水）午後3時30分

### (2) 場所

彦根市役所3階 相談室3-2

所在地 彦根市元町4番2号

電話 0749-30-6120

## 10 開札の立会人

- (1) 入札の開札の執行に当たって、公平性を確保するため郵便入札参加者の中から開札の立会人を選任します。開札の立会人に選任されることを希望される場合は、彦根市観光文化戦略部観光交流課まで、書面でその旨を申請ください。
- (2) 開札の立会人は3人とし、先着順で選定します。
- (3) 開札の立会人に選任されることを希望する者が3人に満たないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札の立会人といたします。

## 11 入札保証金

免除

## 12 入札の無効および失格等

### (1) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

① 入札参加資格のない者が行った入札

② 持参、宅配便等で彦根市観光文化戦略部観光交流課に直接提出されるなど、6および8(1)の送付方法によらない入札

③ 8(2)の送付期限より後に彦根郵便局に到達したもの

④ 日本郵便株式会社彦根郵便局において彦根市観光文化戦略部観光交流課宛て彦根郵便局留として引渡しがなされなかったもの

- ⑤ 彦根市飲料用自動販売機設置に係る入札参加資格確認結果通知書の写しが添付されていないもの
  - ⑥ 入札書に記載した金額その他が不明確な入札
  - ⑦ 同一の入札について 2 以上の入札書を提出した者の入札
  - ⑧ 入札書に記名押印しないで行った入札
  - ⑨ 入札金額を訂正した入札
  - ⑩ 談合その他不正の行為があったと認められる入札
  - ⑪ 4(3)の提出書類に虚偽の記載を行った者の入札
  - ⑫ グループ A の入札を落札した場合において、その者が行うグループ B の入札
- (2) 予定価格未満の入札は失格とします。

### 13 落札者の決定方法

- (1) 市が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき者が 2 者以上あるときは、当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせ、落札者を決定します。

### 14 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 の額を契約保証金として、落札決定の日から起算して 10 日以内に納付いただきます。

### 15 契約

- (1) 落札者決定後、10 日以内に、落札した者と「彦根観光センター前飲料用自動販売機の設置に関する行政財産の賃貸借契約書」を締結します。なお、契約書は、1 グループごとに作成します。ただし、契約の締結は、契約保証金の納付後に行います。
- (2) 契約書は別添「彦根観光センター前飲料用自動販売機の設置に関する行政財産の賃貸借契約書（案）」のとおりとします。
- (3) 契約金額は、落札金額とします。

### 16 その他

この要項に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、彦根市公有財産事務取扱規則（昭和 39 年彦根市規則第 12 号）、彦根市契約規則（昭和 44 年彦根市規則第 33 号）、彦根市郵便入札実施要領の定めるところによります。

### 17 問合せ先

郵便番号 522-8501  
彦根市元町 4 番 2 号  
彦根市観光文化戦略部観光交流課

電話 : 0749-30-6120

FAX : 0749-24-9676

e-mail: [kanko@ma.city.hikone.shiga.jp](mailto:kanko@ma.city.hikone.shiga.jp)